

はじめに	1
生命が特許の対象に	2
特許とは？	4
貧しい人々の治療を拒む特許制度	6
クローン羊「ドリー」	10
最初の生命特許——チャクラパーティ	12
聖書と生命特許	15
生命特許に反対する声	17
科学や医学研究を阻害する	19
高額化する医療費	20
多国籍企業に依存する農業	22
バイオパイラシー（生物学的海賊行為）	24
続出するバイオパイラシー——ニーム樹とベリー品種「ラゼイン」	26
トリプス（TRIPS）協定を変えさせよう	28
世界を支配するモンサント社	30
特許による生命の私物化をストップしよう	33

はじめに

生命に対する特許は倫理的に認められるのでしょうか？

企業は生命を所有することができるのでしょうか？

本来、工業製品の発明に対して与えられていた特許が、対象を拡大して生命にまで広がっています。生命がもつ固有の価値は無視され、他の工業製品と同列で扱われるようになりました。

現在の特許制度は先進国政府や多国籍企業の都合で変えられたものであり、第三世界の国々や世界中の市民にとって、食料問題や医療の分野ではなほだしい悪影響を及ぼしています。

このブックレットは、なぜ生命までもが特許の対象になったのか、日常生活でどのような問題が生じているのか、どうして生命の特許に反対するのか、を述べたものです。

生命が特許の対象に

人類を含めた地球上に生息するすべての生物は、さまざまなかたちで相互に補完しあいバランスをとりながら共存してきました。その生物種の多くが、近年激化している無秩序な特許争奪戦のために失われてしまうおそれがあります。特許制度のもとでは、これらの生命体はみな、北側先進国の多国籍企業によって私有財産にされてしまうのです。

生命の価値は、大企業の投資に対してどれだけ利益を生みだせるかによって計られることとなります。世界規模での特許制度の制定は、裕福な北側先進国の多国籍企業の懐をあたたくする一方で、第三世界に属する貧困国をさらに苦しめるだけです。

これまで世界中のほぼすべての宗教・文化において、神からの神聖なる贈りものとして扱われてきた生命は、いまや人間の「創造物」として扱われるようになりつつあります。つまり、遺伝子やそれを構成する化学物質などが、組み換えられたり、売買したりする対

象になっているのです。

北アメリカ先住民の酋長シアトルは、「空や地のあなたかさまでも売買することができるといふ欧米諸国の傲慢で尊大な考え方に対し、悲しみと嘆きを言葉にしたといわれています。

特許制度のもとで人間は、植物や動物を自らが「つくったもの」であると主張し、これらのものすべてについて自らに独占的権利があると主張します。生物に対する特許争奪戦が世界各地でさらに激化すれば、生命の重み・意味が軽んじられるようになるのは明らかです。

「地（地球）に属するすべてのものは神聖である」というシアトル酋長の信条とはまったく反対の方向性をとり、将来この地球上から神聖なものはすべて姿を消してしまうでしょう。そしてこれはさらに、今後数十年のあいだに「すべての人間の遺伝子が、わずかひと握りほどの企業と政府によって所有される」ことになる可能性が高いことも意味しています。

特許とは？

特許とは、なにか新しいものを生み出した個人に対して、そのために費やした時間の対価と費用を補償し、報酬を与える、という考え方を基に構築されたものです。特許保持者には通常、その発明品に対して一七年から二〇年間の独占的権利が与えられ、当該品に由来する商用目的のあらゆる用途について、特許権の使用料を支払わない限り、ほかの人が同じものをつくったり、使ったり、売ったりすることを禁じることができます。

特許を取得するためには、以下の三つの基準を満たす必要があります（ここで特許の対象とされているものは、物質的な製品、または製法です）。まず新しいものであること、だれもが容易に思いつきそうなものではない製法を含んでいること、そして有益かつ産業上利用可能なものであることです。

この三つの基準に照らしてみると、最初の段階ですでに、生物は特許の対象外になるも

のと思われまます。遺伝学者やバイオテクノロジー研究者は、まったく新しい遺伝子や細胞、生物などをつくりだしているわけではありません。彼らはすでに存在していたものの構造を解明し、分離し、手を加えて改変しているにすぎません。彼らのおこなっている作業は「創造」というプロセスとはまったく異なるものです。

化学者が元素周期表の中の元素に対して特許を主張するのと、遺伝学者が遺伝子に対して特許を主張するのは同じようにおかしい、と批判する論評をよく見かけます。ジェレミー・リフキンは、「まったく合理的を持ち合わせた人であれば、水素やヘリウム、酸素などの元素を分離し、分類し、特性を解明した科学者には、その元素の創造者として二〇年間の独占的特許権が与えられるべきだ、などと考えるはずがない」と述べています。

こうした視点からも明らかのように、私たちは生物を特許の対象にすべきではありません。バイオテクノロジーを用いて生産される製品やその製法に投資している人や企業の、法的に認められる経済的利益を保護するためには、特許制度とは別に、なんらかのメカニズムを構築するべきです。

ジェレミー・リフキン

(Jeremy Rifkin)

一九四五年生まれ。科学技術が経済や環境・社会に及ぼす影響を長年研究テーマとしている。エコノミック・トレンッド基金代表。文明批評家。

著書に世界的ベストセラー

『アントロピーの法則』

（祥伝社）、『バイオテク・セン

チュアリー——遺伝子が人

類、そして世界を改造する』

（集英社）などがある。

貧しい人々の治療を拒む特許制度

発明した者に対する補償と新しい発明品がもたらす公共の利益との間でどのようなバランスをとるかは、異なる文化や政治システムのなかでは当然違ってくるため、ごく最近まで、特許に関する法律や制度は国によって異なっていました。そして、公私の利益をめぐる論争では、発明者または企業の経済的利益よりも、公共の利益の側に振り子が振れるケースが多かったのです。たとえば、第三世界諸国の多くは、食品や医薬品など生活に必要な製品については、特許を認めてきませんでした。また、アレキサンダー・フレミングが一九二八年にイギリスでペニシリンを発明したときも、イギリス政府は、全人類にとってこの薬が重要であることを考慮し、特許を認めないという判断を下しています。

国ごとによって異なっていた特許法は、一九九四年に終結したガット（GATT）・ウルグアイ・ラウンドにおいて、初めて、世界共通の国際法へとかたちを変えることになりました。

GATT

関税および貿易に関する一般協定。知的財産権の取り扱いや物品を伴わないサービス貿易の国際取引自由化、農産物の関税化などについての国家間交渉。一九八六年にウルグアイではじまり、一九九四年にマラケシュで合意して終結し、その後一九九五年一月にWTOが設立された。

した。自国内の企業からの圧力に押されたアメリカ政府など北側先進国が、世界レベルで知的財産権の確立を主張したからです。ここで私たちが念頭に置いておきたいのは、アメリカが輸出で得ている利益の七〇％が、エイズ治療のための医薬品やウォルト・ディズニール、マクドナルド、マイクロソフトまで含め、すべて特許を取得した製品に関連するものであるという点です。ガットは翌一九九五年に設立されたWTO（世界貿易機関）に発展、解消されました。

こうして北側先進国の強い要請の結果生まれたWTOのトリプス（TRIPS）協定「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」は、すべてのガット調印国に対し、植物、動物、微生物、遺伝子を含む生物資源についての知的財産権に関する基準の採用を義務付けました。そして、当初は無生物と製法のみとらえられていた特許の適用対象物は、その後徐々にかたちを変え、範囲を拡大していきました。

特許制度は、企業がある製品について独占権を持ち、不当に高価な値段をつけることを可能にします。これは、医薬品や治療法などが、貧しい人々にはとうてい手の届かないものになってしまうことを意味します。欧米諸国による製薬業界の独占状態を批判する第三世界評論家らは、これらの企業は利益が見込めるバイアグラなどのライフスタイル・ドラッグの研究開発には巨額の投資をしているが、貧困に苦しんでいる人々の命にかかわるエイズやマラリア、結核などの疾病は見ぬふりをしている、と非難しています。

WTO

世界貿易機関。ガット・ウルグアイ・ラウンドにて合意され、一九九五年設立した。

TRIPS

WTO設立時に締結された「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」。それまでの各国ごとに定められていた特許制度を、国際的に統一する目的で締結された。

南アフリカ共和国政府に対して、エイズの治療に必要なゾロ医薬品の輸入を阻止するために、多国籍製薬会社四〇社が裁判を起こしましたが、この事例は、自社の利益（特許）を守るためにはどのようなことでもするという、グラクソ・スミスクライン社などの巨大多国籍企業の基本姿勢を明確に表しています。この医薬品は公共研究機関で開発され、製薬会社に権利がリースされたものであるため、研究開発にかけた巨額の費用を回収するために特許を主張する必要があるのだ、という通常の企業側の言い分はあてはまりません。ゾロ医薬品の特許が認められた医薬品の値段の差はそうとうなものです。

現在、南アフリカ共和国で、エイズ患者にとって必需品である医薬品シプロフロキサシンを購入するためには、公共保健機関は錠剤一錠に対して約九九円、民間保健機関は一錠約五七二円を支払わなければなりません。しかし、ゾロ医薬品をインドから輸入すれば、錠剤一錠に対し約八円で購入することができます。ゾロ医薬品の入手が可能になることは、アフリカだけでも三七〇〇万人いるエイズに苦しむ人々にとって、明らかに朗報なのです。世界中が注目したこの裁判は、巨大製薬会社にとっては最悪のイメージダウンになりました。エイズに苦しむ数百万の人々の健康よりも自らの利益を優先するというその強欲な姿勢を、メディアを通じて世界に広くさらけ出すことになったためです。

また、二〇〇一年一月にEUの競争政策委員が、価格操作とカルテルを結んだ容疑で、いくつかの製薬会社と化学薬品会社に対し総額一五億ユーロの罰金の支払いを命じた際にも、こうした企業の拝金主義的な姿勢が明らかになりました。スイスの製薬会社ホフマ

ゾロ医薬品

特許の期限が切れた後に
つくられる後発医薬品。

ン・ラ・ロッシュ社は、ビタミン剤の価格操作を共謀した容疑で四億六二〇〇万ユーロの罰金支払いを命じられています。しかし、この常軌を逸したスキャンダルが新聞の一面を飾ったり各メディアでトップ記事として扱われることはありませんでした。ここで私たちはあらためて、メディア界にさえおぼ多国籍企業の支配力の大きさを知ることができません。私は、この記事がアイリッシュ・タイムズ紙の経済面に掲載されているのを見つけたのです。

特許医薬品に対する欧米諸国の考え方におけるダブル・スタンダードは、アメリカ合衆国における二〇〇一年一〇月の炭疽菌テロ騒ぎの際にも再び明白になりました。アメリカ全土とカナダへの炭疽菌の被害拡大を恐れたアメリカ政府は、抗生物質シプロの特許解除を検討しはじめ、カナダ政府は薬を大量生産させるために実際に特許を解除したのです。こうした行為をみれば、多くの第三世界諸国の人々が、欧米諸国の人々の健康はエイズに苦しむアフリカの人々の健康と命よりも大事なのか、と問いたくなるのは当然です。

生命特許に反対する声

生物に対する特許に反対する声は、先住民や農民、科学者、宗教関係者などを含むさまざまな方面からあがっています。これらの反対論は、経済的、社会的、科学的、倫理的問題などを論拠にしています。たとえば、アメリカの社会問題を考える科学者連盟は、一貫して生物に対する特許に反対してきました。同連盟は、特許は重要な製品の値段をつりあげ、入手を困難にする、と訴えています。

生物に対する特許は南側諸国でも好意的に受け止められていません。パナマのグアイミ族会議議長は、アメリカ政府がパナマ在住のグアイミ族の二六歳の女性から採取した細胞株から取り出したウイルスに対する特許を認める方針であると聞いたとき、大きなショックを受け激怒しました。「この行為は倫理的に根本的に間違っており、グアイミ族の自然に対する考え方も、自然界における我々人間の立場についての考え方も異なるものです。人間から採取したものを特許の対象にすること……人間のDNAを取りだし、そこからつくった製品を特許の対象にすること……これは生命そのものの尊厳を犯し、私たちのもつとも深い倫理的良識に背く行為です」。

農民たちも同じように特許制度に反対しています。一九九九年一月にフィリピンのネグ

ロス島で開催されたM A S I P A Gという農民組織のネットワーク会議の席上で、七〇〇〇人が生命に対する特許に反対の声をあげ、トリプス協定（知的所有権の貿易関連の側面に關する協定）を非難しました。

エクアドルの首都キトでも一九九九年一月に、小作農家、地元運動組織、環境問題運動団体などの五〇組織が集まって同様の集会が開かれ、近年の農業バイオテクノロジー分野における発展について討議がおこなわれました。集会終了後には遺伝子組み換え生物に関するラテンアメリカ宣言が作成され採択されました。遺伝子組み換えと特許に反対するこの声明は、以下のように述べています。「遺伝子組み換えは商業的利益の追求に後押しされ発展した技術であり、私たちに必要なものではありません。遺伝子組み換え技術は、私たちがその世界を支配する多国籍企業に依存せざるを得なくし、自分たちの生産システムと食料の安全保障に関する決定権を自分自身で持つという、私たちの自立性・自主性を著しく脅かすものです。特に農業分野においては、このようなリスクを及ぼさない、生物多様性の保守・保護を可能にする伝統的な技術や代替技術がきちんと存在します」。

先進諸国の農家のなかにも特許制度に反対している人がいます。モンサント社はカナダとアメリカで、調査機関に委託して、同社が特許を取得している種子を違法に使っている可能性のある千軒以上の農家を調査させました。強制調査を受けた農家らは、種子会社と農家とのあいだに築かれつつある封建的な関係を「バイオ農奴」という造語で表現しました。

多国籍企業に依存する農業

特許制度は持続不可能で不公正な農業政策を推し進めます。農作物に対する特許取得が進むと、その結果、遺伝的多様性が壊滅的に減少してしまう可能性があります。遺伝的に画一化された生物の開発は、企業にとって自社の保有する特許権を主張しやすくします。食料用作物に対して広範囲にわたる特許を保持しているバイオテクノロジー企業は、収穫量増加と病害虫耐性をうたい文句に、農家に遺伝子組み換え品種を栽培するよう勧めるでしょう。しかし、世界各地ですでに多くの事例が示しているように、「改良品種」農作物は、企業が約束したような素晴らしい結果を生みだすことなく、逆に豊かだった従来品種の多様性を損なう結果を招いているのです。

種子に対する特許は、ごく少数のアグリビジネス企業に巨額の富をもたらしています。こうした企業は自社の開発した種子を世界規模で販売します。種子の価格は決して安くは

アグリビジネス企業

農業にかかわる企業。食料を扱う商社、種子会社、農薬・肥料メーカー、農機具メーカーなど、多岐にわたる農業にかかわる企業を指す。

ありません。たとえばバイオニア・ハイブレット社が開発した病害虫耐性トウモロコシ品種には、一六の特許保有者が持つ三八種類の特許がからんでいます。そしてさらに農家は、次に購入する種子または自分が生産する作物や動物についても、その度に特許使用料の支払いを求められることとなります。許可を得ることなく、そして特許使用料を支払うことなく、翌年蒔くために種子を採種することは違法とされています。このようなシステム下では、農家は多国籍アグリビジネス企業に完全に依存することになります。

また、第三世界諸国は壊滅的な影響を受け、北から南への経済資源の流出にさらに拍車がかかることとなります。そして、南側諸国の農業の北側アグリビジネス企業への依存は制度化されてしまうことでしょう。科学的情報や新しい農業技術の流れも、こうしたごく一部の企業のもとに集中することになります。アグリビジネス企業はしばしば、飢餓にあえぐ南側諸国の人々に食料を提供することをうたい文句にしていますが、実際には逆に、さらなる食料不足と飢餓を引き起こすことになるでしょう。

バイオパイラシー(生物学的海賊行為)

先進国の企業または研究機関による第三世界諸国の遺伝子資源に対する特許の取得は、現地住民の共有財産の略奪を意味します。遺伝子組み換え食品に用いられる原料や薬草のほとんどが、第三世界諸国で得られるものです。近年、バイオテクノロジー企業はこうした資源を用いてつくった自社製品で特許を取得し、この方法で巨額の富を築いてきました。バイオテクノロジー産業が飛躍的に発達する前の時代にも、イーライリリー社などはずでに、マダガスカル熱帯雨林に生育するニチニチソウ (*rosy periwinkle*) という植物からがん治療のための医薬品を開発することによって巨額の利益を得ていました。同社は一九九三年だけでも一億六〇〇万ドルの売り上げをあげていますが、そのうちの1ドルさえも、その植物を得たマダガスカルに還元していません。

特許制度は第三世界諸国の天然資源の横領・略奪を増幅させ、すでに深刻な事態をさらに悪化させます。微生物、植物、動物、そしてさらに現地の人々の遺伝子までもが、医薬品やその他の製品開発のために特許の対象にされています。そもそも彼らの国を原産とする天然資源をもとにしてつくられた製品について、裕福な先進工業国が特許使用料を支払うよう発展途上国に迫るといふ行為は、窃盗行為以外のなにもありません。

第三世界諸国の農民らが幾世代にもわたってこれらの品種を保護し、繁殖させ、コミュニティのなかで自由に共有してきたからこそ、今日これだけの品種や遺伝的多様性が存在するのだということを思い起こすとき、バイオテクノロジー企業による行為の非倫理性はさらに増幅されて私たちの目に映ります。インド人科学者であり運動家のヴァンダナ・シヴァは以下のように述べています。

「みなが共有する知識の泉は、今日存在する幅広い農作物および薬草の多様性に、はかり知れないほどの貢献をしてきました。このため、資源または知識に対する個人の所有権という考え方は、現地の人々にとってはいまだに異質なものです。それは間違いなく知識の強奪を増幅させ、現地住民と生物多様性の保護の将来に深刻な影響を与えることになるでしょう」

しかしいま、こうした自然界の生物種の豊かさはすべて、北側先進国企業の独占的利益のために私物化される運命にあります。企業はそうすることによって世界の食料需給において絶大な支配力を得ることになります。現在一〇社の企業が、一般種子市場の三二% (二三〇億ドルに相当) を、そして遺伝子組み換え種子市場の一〇〇%を支配しています。

ヴァンダナ・シヴァ
(Vandana Shiva)

一九五二年インド生まれ。科学哲学博士で平和運動家。草の根レベルの環境運動を支援する研究者のネットワークを設立し、森林、農業、水資源、生物多様性の保全などの諸問題に取り組んでいる。一九九三年にもうひとつのノーベル賞といわれるライト・ライブラリー・フッド賞を受賞。

著書に『バイオパイラシー——グローバル化による生命と文化の略奪』ウォーター・ウォーズ——水の私有化、汚染そして利益をめぐって』(ともに緑風出版) などがある。

続出するバイオパイラシー——ニーム樹とベリー品種ブラゼイン

バイオパイラシー(生物学的海賊行為)を象徴する事例が、インドと西アフリカにあります。ニーム樹(インドセンダン)は、インド全土に生育する常緑樹です。インドでははるか昔から、農家や伝統的な民間療法をおこなっているヒーラーなどが、この樹をさまざまなかたちで用いてきました。古代サンスクリット文書ではこの樹は「すべての病を治す樹」と呼ばれており、インドのイスラム教徒は「聖なる樹」と呼んでいます。しかし、W・R・グレース社というアメリカ企業が、バイオ農薬を生産するためにこの樹に含まれる有効成分アザジラクチンに対して特許を取得したため、インドの国民は近い将来このニーム樹からつくられる製品に対して特許使用料を支払わなければならない可能性があります。一九九三年に南インドの農民五〇万人以上がニーム樹などの植物に対する外国企業による特許取得に反対するデモ行進をおこない、インド全土で反対運動が盛り上がりました。多国籍企業は自分たちの「発見」によって巨額の利益を得ることができそうですが、その裏で、土地固有の植物や動物に関する知識を幾世代にもわたって守り育んできた現地の人々がその恵みを受ける権利を奪っているのです。

西アフリカでは、ベリー品種ブラゼインが問題になりました。ブラゼインは強い甘味を持つ果実として広く知られています。このベリーは砂糖よりかなり甘く、その他の代替甘味料(砂糖以外の甘味料)とは異なり過熱しても味が損なわれません。このため、年間売り上げが一〇〇億ドルにも達するノンシュガー製品の業界にとっては、まさに理想的な甘味料といえます。アメリカのウイスコンシン大学の研究者が、西アフリカで人や動物がこのベリーを好んで食べている様子を見て、このベリーから分離したタンパク質に対する特許をアメリカとヨーロッパで申請しました。ブラゼインをつくりだす遺伝子組み換え生物の開発も現在すすめられています。これが成功すれば、南アフリカでこのベリーを栽培する必要がなくなってしまう。新しい甘味料の開発を待ちのぞむこれだけの規模の市場が控えていることを考えれば、このプロジェクトに莫大な商業利益が隠されていることは明白です。

普通の判断ができる人ならば、ブラゼインは「ウイスコンシン大学マディソン校の研究者による発明」であるという大学側の主張が、まったく突拍子もないことだとわかるでしょう。同大学はいまのところ、幾世代にもわたってこの植物を育ててきた西アフリカの人々に、この「発見」から得られる利益をいくらかでも還元しようという考えは一切持っていません。人々が守ってきた知識や維持向上に向けて取り組んできた努力は認識されることなく、報われることもありません。先進国の研究機関や企業などによるこのようなバイオパイラシーは、たんなる窃盗行為です。特許制度という巧みな言葉によって、窃盗行為を正当化・合法化してはなりません。

トリプス(TRIPS)協定を変えさせよう

一九九九年にシアトルで開催されたWTO（世界貿易機関）の会議において、トリプス協定（TRIPS）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定は、激しい批判にさらされました。しかし、アメリカ通商代表とニュージーランド出身の議長は、共同声明の作成を強行しようとしていました。第三世界諸国のほとんどが、この会議の席から締めだされていました。アフリカ諸国はこの会議における自分たちの扱われ方に激怒し、会議は透明性を欠くもので、自分たちの将来にとって重要な要件について討議がおこなわれているにもかかわらず自分たちはその討議の席から除外されている、と訴える声明を発表しました。会議は混乱し、トリプス施行に関する提案も討議されることなく終わりました。

しかし、WTOのような巨大国際組織は容易に妨害・阻止できるものではありません。口蹄疫などの感染症の増加原因に、野放しの状態でおこなわれている植物や動物の広範囲の移送・移動があるとした幾人もの専門家からの警告があったのにもかかわらず、WTOは貿易自由化交渉の対象に農産物も含めたのです。アイルランドの獣医師は以下のように述べています。「近代の輸送システムは動物や製品の短時間での長距離移動を可能にしているため、『自由貿易』の強力な推進は、同時に動物疾患の感染拡大の原因になっていきます。ヨーロッパ域内でおこなわれたEU組織による実態調査の多くが、動物および人間の

健康を守るための運輸モニタリング・システムの不備を指摘していますが、こうしたシステムを強化するための効果的な対策は、まだ一度もとられたことはありません」。

人間の健康を守ると同時に、被害を受けやすい立場にいる第三世界諸国の零細農家と環境を守ることができるよう、トリプス協定を書き直すべき時がきています。見直し作業をおこなう際の主軸は、「すべての生命体は私たち人類と私たちの住む地球の共有財産とみなされるべきものである」という共通認識の確認です。

確かに現行のトリプス協定の第二七条三項(b)において、加盟諸国は「微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法」を特許の対象から除外することができる、としています。しかし同時に、この第二七条三項(b)は加盟諸国に特許制度に等しい法律の制定を要求しています。そこには、「ただし、加盟国は、特許もしくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める」と書かれています。生命特許を制定しろということです。

南側諸国を食いのにし、多数の主要生産物の種子に対する独占権を得ようと息巻いている北側先進国の多国籍企業群から生物資源を守るためには、トリプス協定は次のように改訂されるべきです。「加盟諸国は、動植物、微生物を含むすべての生命体を特許の対象から除外すべきこと。また、動植物、微生物およびすべての生命体の生産のための自然なプロセスを、特許の対象から除外すべきこと」。私たちは、多国籍企業が強力に推し進めている特許制度の確立に向けたアプローチを阻止するために、あらゆる力をそそぐ必要があります。

世界を支配するモンサント社

遺伝子組み換え作物の種子を独占してきたモンサント社は、一九九六年から一九九七年にかけて、企業が保持する研究関連特許の支配権を得るために、総額二〇億ドルを投じて、「口持ちトマト（商品名フレイバー・セイバー）」を開発したことで知られるカルジーン社を含むバイオテクノロジー企業一二社を買収しました。モンサント社の最終的な目標は、主要食料農産物すべてについて遺伝子組み換え品種を開発し、それらに対する特許を取得することである、と多くの人がみています。新しい作物品種は従来品種の生産量を上回ることを目的に開発されており、ごく短期間にその作物の世界市場を征服してしまう可能性があります。開発が進めば、農家はバイオテクノロジー業界が特許を取得している種子に依存していくことになります。業界はいまや、収穫された種子を再度土に蒔いても発芽しない「ターミネーター技術を用いた種子」まで開発しています。そしてこの種子に対する特許はモンサント社が握っています。

口持ちトマト (Flavr Savr)
すぐに熟れてしまわないように遺伝子を組み換えたトマト。一九九四年に米FDAが安全性を承認した。日本でもキリンビールが申請し認可を受けたがその後撤退した。

買収または支配権を得ることによって、デルタ&パインランド社など多くの小規模新規バイオテクノロジー企業を手中に収めたモンサント社は、今度は巨大種子流通企業に注目しました。一九九七年、モンサント社はホールデンス・ファウンデーション・シーズ社を一二億ドルで買収しました。そして翌年一九九八年六月には、八億四三〇〇万ポンドという記録的な高額でカーギル社の種子部門を買収しました。この巨大アグリビジネス企業は四大陸の五一カ国に販売・流通ネットワークを持っています。この買収によりモンサント社は世界種子市場において絶大な支配力を得たことになりました。これらの企業はすべて、モンサント社が遺伝子組み換え（GM）種子を流通する際のトンネル会社として機能します。農家らはGM種子を買うという選択肢しか与えられていないも同然ということになります。今後数年のあいだに、GM作物への転換は完了するでしょう。戦略がうまくいけば、モンサント社は天文学的な桁の利益を得ることになります。

ガーディアン紙の通信員が「一握りほどの企業が驚くほどの速さで私たちの生活におけるもつとも基本で重要な食品の開発、製造、加工、そして流通を支配するようになりつつある。彼らが得ようとしている権力と築こうとしている戦略的支配は、石油産産を街角のタバコ屋のようなちっぽけなものに見せるほど巨大な規模のものだ」と危機感をつのらせているのは当然です。今後数年のあいだに、全世界の食料供給が一社もしくはそれ以下の北側先進国アグリビジネス企業の支配下に置かれるようになってしまおう、と考えるのは恐ろしいことです。一九九八年にはすでに世界の農薬市場の八一％が一〇社の企業によっ

ターミネーター技術
次世代の種子が発芽とともに枯れる（自殺する）ように、遺伝子組み換えで操作する技術のこと。種子独占につながるとして批判を浴び、開発者は凍結を宣言したが、最近この性質を逆手にとり、組み換え遺伝子の環境中への伝搬を阻止できる環境保護のための技術と目されている。

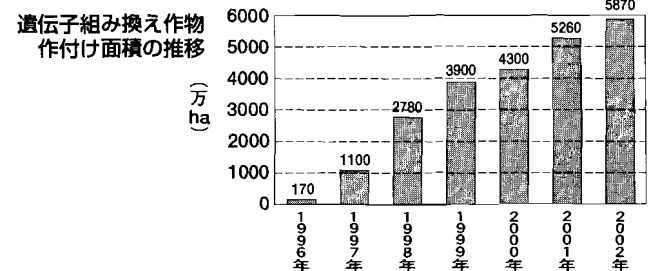
て支配されていきました。今日、企業がシェアをめぐる利害抗争を繰り返している遺伝子組み換え作物の市場規模は桁外れです。年間の世界市場規模は四〇〇〇億ドル相当と推定されています。

自分たちの欲しいものが手に入らないとき、バイオテクノロジー企業は政治家に対し圧力をかけることができます。遺伝子組み換え（GM）大豆は驚くほどの勢いで世界各地に広まりました。GM作物の栽培面積は一九九六年には一七〇万ヘクタールでしたが、その後二〇〇一年までに五二六〇万ヘクタールに急増しています。そのうち最も作付けされている作物がGM大豆です。世界の主要大豆生産国のうち、二〇〇二年四月の時点までGM大豆品種の栽培を禁止していた国はブラジルだけでした。ブラジル政府のこの判断は、ブラジルに経済的利益をもたらしました。アメリカ産大豆の世界市場シェアが五七%から四六%に減少する一方で、同じ時期にブラジル産大豆のシェアは二四%から三〇%に上昇したのです。これは、アメリカ政府にとってもモンサント社にとっても、好ましい展開ではありませんでした。二〇〇二年一月、元ブラジル駐在アメリカ大使で現在モンサント社のコンサルタントとして働いているアンソニー・ハリングトン氏は、カルドソス・ブラジル大統領と会談し、GM大豆の栽培を許可するよう求めました。モンサント社の戦略はシンプルでした。ブラジルがGM大豆の栽培を許可すれば、非GM大豆を求めるヨーロッパの消費者は大豆を手でできなくなり、企業はこうした「意地の悪い戦術」を用いて、消費者に非GM食品を選ぶ選択肢を与えないようにしようと画策しているのです。

特許による生命の私物化をストップしよう

私たちは、多国籍企業が世界経済および政治に及ぼしている影響力の大きさを重大な問題として受け止め、食品と医薬品を支配しようとする多国籍企業の行動を監視し、規制するための効果的な国際行動の基本方針をつくる必要があります。この基本方針は、世界の人々の権利、生活、そして食料安全保障を守るものでなければなりません。そしてこの基本方針が侵害された場合には、多国籍企業を法廷で裁き罰するために必要な機構もつくっておかなくてはなりません。

政府は、国レベルおよび世界レベルの双方において、食料の安全保障が多国籍企業の支配下に入ってしまうようにしなければなりません。また、WTOが世界規模の特許制度を確立してしまう前に、特許をめぐる倫理問題に関する公開討論をおこなうことも重要です。



生命に特許はいらないキャンペーン

(LIFE Japan)

生命は人間の「創造物」ではないと思うあなた

生命はみんなのものだと思うあなた

遺伝子汚染から生物体系・生命の多様性・環境を大切にしたいあなた

遺伝子組み換え食品から健康を守りたいあなた

企業が薬や治療を独占することを許せないあなた

薬や治療の値段を心配するあなた

農業を守りたいあなた

貧困根絶を祈っているあなた

そして、生命に特許を許せないあなた

この国際キャンペーンに参加してみませんか。

WTO(世界貿易機関)の

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)の

第二七条三項(b)を書き直すように

日本政府や外務省と一緒に申し入れましょう。

みんなのため

地球のため

生命のため

(Life

〒158-0098 東京都世田谷区
上用賀 4-1-10 聖コロンバン会
マッカーティン・ポール
Tel 03-3439-7792 (直通)
Tel 03-3427-9427 (代表)
Fax 03-3439-7754
noseimeitokkyo@r01.itscom.net

郵便

現行のトリプス協定(TRIPS)知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)は、裕福な国と特にそこに本拠地を置く多国籍企業の味方であり、ほとんどの貧困国が現在陥っている経済的依存状態を制度化しようとしています。世界銀行によると、貧困国はその他の国の倍以上に相当する平均一四%以上のウルグアイ・ラウンド関税を支払っています。公正な判断力を持った人はみな、「トリプス協定に同意する署名をしたとき」多くの国は自分が何に署名しているのかを理解できていなかった」というニューズウィーク誌のコメントに同意するでしょう。

第三世界諸国は現行のトリプス協定を拒否すべきです。ジョージ・ブッシュ大統領率いるアメリカ合衆国は、アメリカの経済利益に反するという理由で、地球温暖化防止のための京都議定書の受け入れをこともなげに拒否しました。私たちは、多国籍企業が強力に押し進めている特許制度の確立に向けた画一的アプローチを阻止するために、あらゆる力をそそぐ必要があります。

新しい合意が締結される際には、多国籍アグリビジネス企業や巨大スーパーマーケット・チェーンなどの利益ではなく、人間の健康、第三世界諸国の貧しい零細農業、地球環境などの保護・保全が優先されるべきです。すべての生物の遺伝子情報は人類と地球の共有財産とみなされるべきものであり、いかなる個人、国家または企業もこれを私物化する権利が与えられるべきではありません。

世界銀行

一九四四年のブレトンウッズ協定に基づいて設立された国際復興開発銀行と、その姉妹機関である国際開発協会の総称。第三世界の債務負担を増大させ、貧困や環境破壊をもたらしてきたことから、そのあり方が問われている。